

# 行動基準

## 前文

1979年の創立以来、私たちはこれまでに60を超える国と地域で支援活動を行ってきました。活動が広がるにつれ、文化や習慣が異なるさまざまな国や地域で活動するようになり、背景や価値観が異なるさまざまな職員やボランティアが活動を担うようになりました。

私たちはそれぞれに、人々を幸せにしたい、人々の生活をより良いものにしたいという善意を持って活動しています。しかし、それぞれの善意は、私たちが支援する人々の価値観とは異なることがあります。その結果、時としてすれ違いや誤解を生み、さらには、私たちが支援する人々を傷つけてしまうこともあります。善意から成り立つ私たちの活動は価値あるものですが、良い支援活動を行っていくには、個々の善意だけでは十分ではありません。私たちの行動が人々に負の影響をもたらさないためには、何かを「する」だけでなく、何を「どのようにする」か、また、何を「しない」かについて自覚的でなければなりません。そして、個人の善意に依存するのではなく、組織が大切にすることや目指すことを定め、組織の内外に示していくことが不可欠だと考えています。そしてそれは、近年国際的にますますその重要性が認識されている、人々を性的搾取・虐待・ハラスメントから保護する取り組み(PSEAH: Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment) および子どもを虐待のリスクにさらさないように努める取り組み(CS: Child Safeguarding)において、最も大切なことの一つであるとされています。

そこで、これまでに定められた人権方針や PSEAH/CS の取り組みに関わる規範を遵守しながら、私たちのビジョンやミッションを実現するためには私たちどのように振舞うべきであり、どのように振舞うべきではないかを定めたのがこの行動基準です。人々の生活をより良くする支援を実現するために、私たちは以下の行動基準に沿って活動を行っていきます。

## 適用範囲

この行動基準は、難民を助ける会(AAR Japan)(以下、AAR)の役職員、ボランティア、インターン、専門家、AARと業務委託契約を結ぶすべての者に適用され、AARの活動に従事する前にこの行動基準に署名する。また、業務提携している協力団体、受託業者、調達業者、販売業者、訪問者(支援者、ジャーナリスト、研究者、学生など)は、AARの受益者と接する場合には事前にこの行動基準に署名し、受益者と接しない場合でもこの行動基準を理解し、署名することが望ましい。

## 定義

- 子ども：各国が定める成人年齢の定義にかかわらず、18歳未満のすべての者。
- 脆弱な立場にある大人：性別や年齢、障がい、身体的および精神的な健康状態、その他さまざまな要因により、虐待や搾取などのリスクから自分自身を守ることが難しい状態にある18歳以上の者。
- セーフガーディング：組織の役職員・関係者によって、人々にいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき関係機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むこと。
- 性的搾取：性的な目的のために、地位の脆弱性、権力格差又は信頼を実際に濫用することまたはその

試みをいい、そこには他者の性的搾取による金銭的、社会的又は政治的な 利得行為も含まれる。

- 性的虐待：力の行使による又は不平等若しくは強制的な状況下における、身体の性的侵害 行為又はその脅威。
- セクシャルハラスメント：個人の尊厳を侵害する目的または効果を伴った、あらゆる形態の、性的性質を帯びた言語的、非言語的または身体的な望まれない行為<sup>1</sup>。
- パワーハラスメント：職務上の地位や人間関係などにおける職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、あるいは職務とは関係ない事項に関して、他の職員に精神的・身体的苦痛を与え、就業環境の悪化や雇用に関する不安を発生させるような行為。
- 児童労働：義務教育を妨げる 15 歳未満の子どもの労働と、18 歳未満の危険で有害な労働のこと。教育機会を失うことなく、適正な対価が支払われる労働や子どもの成長の助けになるような労働は該当しない。

## 行動基準

### 平等・尊重

私は、以下のとおり行動します。

1. すべての人の人権を尊重し、人種、肌の色、宗教、国籍、言語、性的指向や性自認、または民族的出身、社会経済的地位、障がい、出自、政治的その他の意見に関わりなく、敬意をもって接します。あらゆる事由による差別や人権侵害を行いません。また、活動する国や地域の法令や国際規範を尊重します。
2. 活動を実施する上で、受益者の意見や選択、権利、尊厳、自律性を尊重し、適切な言動をもって接します。障がいや性別、その他の理由でコミュニケーションや自己表現に困難を抱える人々に常に特別な注意を払います。
3. 身体的、言語的、心理的なものを含むあらゆる形態での、暴力や虐待、侮辱、品位を傷つける行為をしません。また、伝統的・文化的慣習を軽視する言動をしません。
4. AAR の活動を通じて知り得た個人情報を保護します。

### セーフガーディング

私は、以下のとおり行動します。

5. 子どもや脆弱な立場にある大人の最善の利益を考えて接します。
6. 子どもや脆弱な立場にある大人が危険に晒されないよう確認しながら、活動を計画・実施し、危険が起こった際には影響を最小限に留めるよう対処します。
7. 子どもや脆弱な立場にある大人を叩いたり、体罰を加えたり、暴力によって身体的に傷つけたりしません。
8. はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、いかなる方法によっても、子どもや脆弱な立場にある大人を心理的に傷つけるような言動を取りません。

---

<sup>1</sup> 性的搾取・虐待は、人道支援や開発支援に従事する者による、活動する地域社会のメンバーに対する性的不正行為です。一方、セクシャルハラスメントは、人道支援や開発支援に従事する者による、他の職員に対する性的不正行為です。

9. 子どもや脆弱な立場にある大人に対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な言動をとったりしません。
10. 受益者と接する際は、可能な限り他者の目が届く場所で接します。(子どもや脆弱な立場にある大人には特に注意します。)

### 子どものセーフガーディング

私は、以下のとおり行動します。

11. 子どもが、自分の権利について、また、セーフガーディングに関する懸念を持った際にとるべき行動について、理解しているようサポートします。
12. 活動に参加している子どもと同じ床(とこ)で寝ることはしません。また、例外的状況かつ事前に組織内での許可を得ている場合を除いて、活動に参加している子どもと同じ部屋で寝ません。
13. ポルノグラフィや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもを誘導し、その危険にさらしたりしません。
14. 子どもを雇用したり児童労働を容認したりしません。
15. 活動に参加する子どもが危険、または乱暴な振る舞いしていた際、容認したり、加担したりしません。
16. 活動に参加する特定の子どもをえこひいきしたり、集団から排除したりしません。
17. 活動を通じて知り合った子どもと活動外で個人的に連絡をとったり、とろうとしたりしません。
18. 子どもが自分でできること(着替えや入浴、トイレなど)を必要以上に手伝いません。

### 性的搾取・虐待からの保護

私は、公私にわたり以下のとおり行動します。

19. 18歳未満の子どもと性的関係をもちません(18歳未満だと知らなかったということは行為を正当化する理由にならない)。
20. 受益者と性的関係をもちません。また、金銭や雇用、物品・サービス、および受益者への支援と引き換えに、性的関係を要求したり、性的搾取をしたりしません。
21. セックスワーカーとの性的行為(合法な場合も含む)は、本質的な力の不均衡に基づく搾取であり、AARの信頼性を損なう恐れがあるため、行いません。
22. 性的サービスを提供させるなどの性的搾取や売春を、行ったり関わったりしません。

### 広報活動

私は、取材やインタビュー、写真や動画の撮影などの広報活動を行う際に、以下のとおり行動します。

23. 地域の慣習や規制に応じて取材や撮影を行います。
24. 取材や撮影の際は、その目的や使用方法を説明し、本人(子どもの場合は本人および保護者)の同意を得たうえで行います。
25. 取材や撮影を拒否する権利や、肖像権などを侵害することがないように、また、聞き取りや撮影によって精神的に傷つけることがないように、敬意と配慮を持って人々と接します。
26. 取材や撮影によって、また、得られた情報を公開することによって、対象者への暴力や報復、排除などのリスクが生じることがないように配慮します。
27. 撮影の際は、被写体が性的なことを連想させるような姿勢・格好ではないこと、衣類を適切に身につけていることを確認します。

28. 困難な立場に置かれた人々の脆弱性や悲哀だけを取り上げることはせず、自立心と尊厳があり、敬意を払うべき対象として表現します。
29. テキストや画像、動画などに含まれる個人情報の公開によって、子どもが特定されることがないように配慮します。

### 利益相反

私は、以下のとおり行動します。

30. あらゆる形態の不正行為を許さず、賄賂の提案や約束、授受を行いません。
31. 自らの利害と AAR の利害が対立する、あるいは対立しているように見える状況を回避します。利益相反が生じる可能性がある場合には、上長または担当者に開示します。
32. 何らかのサービスや利益の受領の見返りに、AAR の支援を提供するようなことはしません。
33. AAR の活動において、自身の家族や親類、友人や知人、または、経済的利害関係がある者への利益の授与や、商品・サービスの契約、ならびにそれらの利害関係があるものの雇用や昇進の意思決定に、上長または担当者に開示することなく関与しません。

### 労働倫理

私は、以下のとおり行動します。

34. AAR の資金や資源、備品、また AAR の活動を通じて知り得た情報の取り扱いに責任を持ちます。
35. 酒類や非合法の薬物の影響下で活動に従事しません。
36. セクシャルハラスメントやパワーハラスメントを含め、いかなるハラスメント行為も行いません。
37. AAR の活動に支障をきたしたり、AAR の評判に悪影響を及ぼしたりするような組織外での活動や業務を行いません。

### 相談・通報

私は、以下のとおり行動します。

38. この行動基準に違反する行為によって、自身の尊厳が損なわれたと考えられる場合、団体内の定められた担当者に直ちに相談するように努めます。
39. この行動基準に違反すると考えられる行為を見聞きした場合、団体内の定められた担当者に直ちに報告します。

日付 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

承認日：2023 年 11 月 29 日